



改正労働法について

「雇用保険法改正案」（平成22年4月1日施行）が、3月31日に参議院で可決・成立しました。主な改正点は二つ。

■適応基準

「6ヶ月以上の雇用見込み」↓「31日以上」の雇用見込み」に改正。

■雇用保険未加入者に対する適及適用期間の改善
「被保険者であったことが確認された日から2年前まで適及可能」↓「被保険者であったことが確認された日から2年を超えて適及可能」に改正。

こちらの法案の施行は《交付の日から9ヶ月以内の政令で定める日》となっております。

また「2年を超えて」という文言ですが、いつまで遡れるのか、という期間に関しては、明確な線引きはないとことです。この大きな改正は、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を強めたものとなっております。

新年度になり、複数の労働法令改正がありました。

最初に触れた「雇用保険法」や、その他、「労働者派遣法」「労働基準法」などです。また全国健康保険協会では、健康保険の被扶養者の定期的な再確認が6月以降に始まります。

昨今の厳しい雇用情勢の中、これらの法改正から、より一層の企業努力が科せられたこととなります。だからこそ、コンプライアンスに関する企業努力は非常に重要なものとなるでしょう。

エイジェックでは、「改正労働者派遣法」に関して、出張セミナー等も行っております。また、前号でも記事を書かせて頂いた通り「社会保険労務士法人 トップアンドコア」を設立いたしました。

これからも大きく変わり続けるであろう労働法への適切な対応に、ぜひお役立てください。

（リスクマネジメント本部：石山）

派遣制度は必要か!?

この原稿を書いている今、国会で派遣法改正の審議が行われています。内容が確定しましたら、改めて内容をレポート致します。

今回は派遣法が改正に至るまでの流れについて記します。

一昨年の暮れから、日本は何十年かに1度の不況に陥り、特に製造業の落ち込みは顕著でした。そして雇用調整の手段として「派遣切り」が横行し、「派遣」不安定な雇用「派遣の制限すべし」といった図式が生まれました。

国会の議案のベースとなる派遣制度の在り方を論じた審議会を傍聴すると、派遣先・派遣元・派遣社員の意見は届かず、派遣に係る使用者側の声は、派遣制度自体を否定する人々の声に掻き消されていくことを実感します。

しかし、派遣制度そのものは世界各国で運用され労働者にとっては必要不可欠のものとなっております。一方日本では、派遣自体が雇用形態の中では非常にマイナーな立場に位置づけられています。これは、派遣会社を中心に反省しなければならぬことだと思えます。

利益ばかりを考え、派遣社員ではなく派遣先の方にだけに眼が向いてはいませんか。業務拡大ばかりを考え、ルールを守ることを疎かにしてはいませんか。そして、派遣法の改正を世の中のせいばかりにしてはいませんか。

いまいちど振り返り、世の中において派遣は必要だということを派遣会社は、身をもって示さなければならぬ時なのかもしれません。

（リスクマネジメント本部：清水）

「5月病」

4月は就職、配置転換などで環境が大きく変わる季節です。新しい環境にうまく適応できず、あるいは適応しようとするうちに、5月の連休を過ぎたあたりからうつ的な状態になることを5月病と呼んでいます。

5月病とは正式な病名ではなく俗称です。もともと、厳しい受験競争を勝ち抜いて大学に入學した学生が、5月のまとまった休みのあるゴールデンウィークの後、急激に気力を失う人が多くみられることから名前がつけられたものです。

5月病は一過性のものであると言われていますが、放っておくと「うつ病」などの心の病気を引き金になってしまう恐れがあります。「うつ病」は、一般成人では約10人に1人が何らかのうつ病の症状を経験すると言われており、珍しい病気ではありませんし、「うつ病」は年々増加傾向にあり、企業においても対応がせまられています。

「うつ病」は、一過性のものであると言われていますが、放っておくと「うつ病」などの心の病気を引き金になってしまう恐れがあります。「うつ病」は、一般成人では約10人に1人が何らかのうつ病の症状を経験すると言われており、珍しい病気ではありませんし、「うつ病」は年々増加傾向にあり、企業においても対応がせまられています。

「うつ病」は、一過性のものであると言われていますが、放っておくと「うつ病」などの心の病気を引き金になってしまう恐れがあります。「うつ病」は、一般成人では約10人に1人が何らかのうつ病の症状を経験すると言われており、珍しい病気ではありませんし、「うつ病」は年々増加傾向にあり、企業においても対応がせまられています。

「心の病気」は早期の対策が一番重要です。「たかが5月病」と過信せず、関係機関での早めの対処をお勧めします。

また、何なりと弊社までご相談いただければと思います。

（管理本部：吉井）

